

摩耶地区まちづくり協定運用細則

平成28年7月20日 策定
平成29年1月16日 一部変更
平成29年3月9日 一部変更

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この摩耶地区まちづくり協定運用細則は、摩耶地区まちづくり協定(平成28年7月締結。以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅等 長屋又は共同住宅をいう。
- (2) 住戸専用面積 一の住戸の床面積からメーターボックス及びパイプスペース等の床面積を除いたものをいう。

第2章 避難通路の確保

(避難通路の指定)

第3条 協定第7条の規定による避難通路は、別図摩耶地区避難通路指定図のとおりとする。

第3章 集合住宅等におけるファミリー形式住戸の推奨

(必要な措置)

第4条 協定第9条の規定による措置とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理人の常駐
- (2) その他協議会が適当と認める措置

参 考 摩耶地区まちづくり協定(抜粋)

(避難通路の確保)

第7条 避難通路(協定運用細則第3条で規定するものをいう。以下同じ。)の幅員は、この協定の締結の際、現に存する通路の幅員以上としなければならない。また、建築物又は工作物は、避難通路内に、又は避難通路に突き出して建築し、又は築造してはならない。

(集合住宅等におけるファミリー形式住戸の推奨)

第9条 地区内で集合住宅等を建築する場合は、総戸数の四分の一以上の戸数のファミリー形式住戸(住戸専用面積が30平方メートル以上のものをいう。)を設置するように努めるものとする。ただし、協定運用細則第4条に規定する措置を講じた場合はこの限りではない。

(補則)

第11条 協定の運用に必要な基準等は、協議会が協定運用細則として別に定め、適正かつ公正な運用に努めるものとする。

別図摩耶地区避難通路指定図

